

# 公募型指名競争入札事務処理要領

## 1 対象工事の規模

工事の規模が概ね1億円以上、5億円未満の工事とする。(以下「対象工事」という。)

但し、工事の規模が概ね1億円以上3億円未満の工事については、あらかじめ業者の技術力、経験等の施工能力の確認をする必要がある工事とする。

## 2 公募による技術資料の収集

知事は、対象工事の指名競争入札に参加を希望する業者に対し、施工実績等に関する技術資料の提出を求めるものとする。

但し、対象工事が大規模構造物又は特殊な作業条件下の工事で高度な施工技術を必要とするもの(以下「施工計画審査タイプ」という。)は、施工計画も求めるものとする。

## 3 技術資料収集に係わる公告

知事は、技術資料を収集しようとするときは、次の事項を掲示の方法により公告するものとする。

(1) 対象工事の概要

(2) 公募で求める技術資料の範囲、作成要領及び提出に係わる事項

(3) 技術資料を提出できる者の資格に関する事項

(4) その他知事が必要であると認める事項

## 4 技術資料の内容

技術資料に記載する内容は、次のとおりとする。但し、知事は必要に応じて技術資料の内容を追加し、又は削除することができる。

(1) 施工実績

ア 同種(類似)工事の施工実績

イ 近隣地域内での工事の施工実績

(2) 配置予定技術者〔資格、同種(類似)工事の施工従事経験〕

ア 配置予定技術者の氏名

イ 上記予定者の資格、施工従事経験

(3) 施工計画【施工計画審査タイプである場合】

ア 施工工法、 イ 仮設備計画、 ウ 安全対策、 エ 環境対策

## 5 技術資料の審査等

- (1) 知事は、技術資料について4に掲げる項目及び事項を審査するものとする。
- (2) 知事は、【施工計画審査タイプである場合】「技術審査会」において技術審査を行うものとする。なお、「技術審査会」の設置については別に定めるものとする。

## 6 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、当方において公表し、又は無断で使用することはしない。
- (3) 提出された技術資料は、返却しないものとする。
- (4) 前3項の事項については、3の公告により明示するものとする。
- (5) 本手続に基づいて入札参加者を指名した場合においては指名されなかった業者から文書による要請があれば、その理由を文書により説明することとする。

### 附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。